

居住誘導区域の設定

居住誘導区域を以下のとおり設定します。

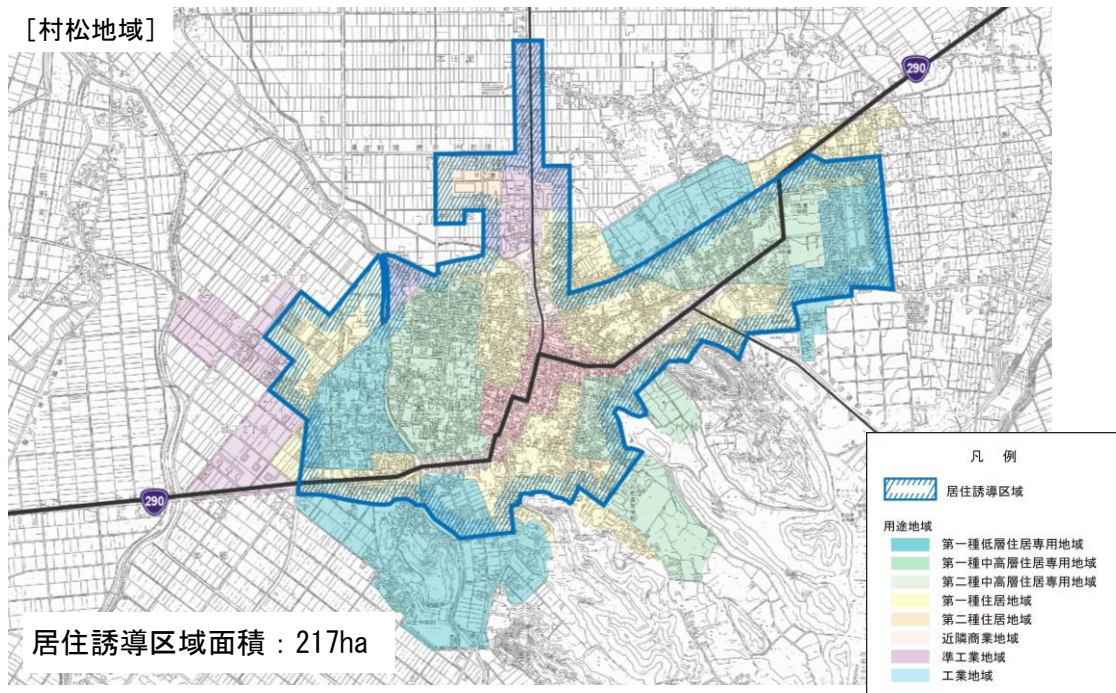
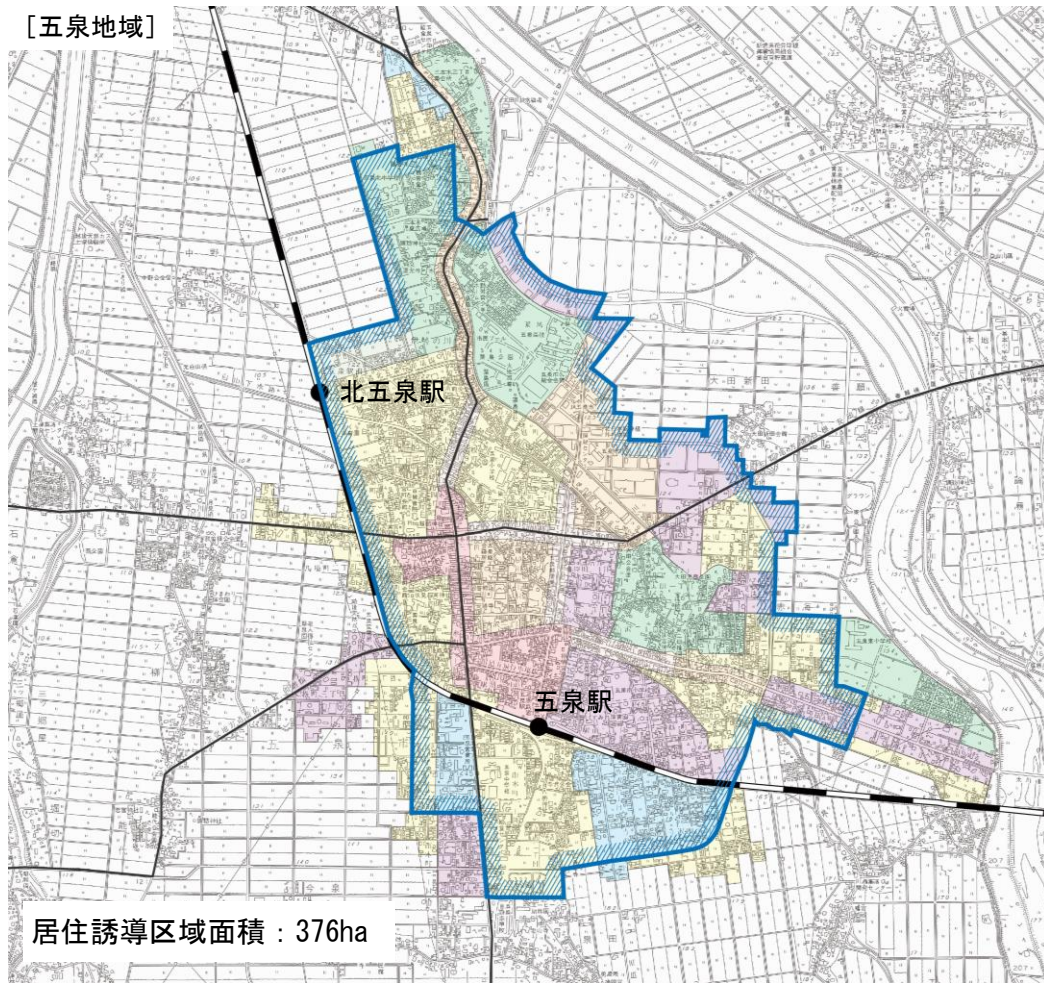


図 居住誘導区域の範囲

居住誘導区域に関する届出制度

立地適正化計画区域のうち、居住誘導区域外において住宅等の開発や建築等の行為を行う場合には、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、行為着手の 30 日以上前の届出が必要になります。

また、届出された行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、住宅等の立地を適正なものとするために、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項に基づく勧告を行う場合があります。

1) 届出の対象となる行為

① 開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

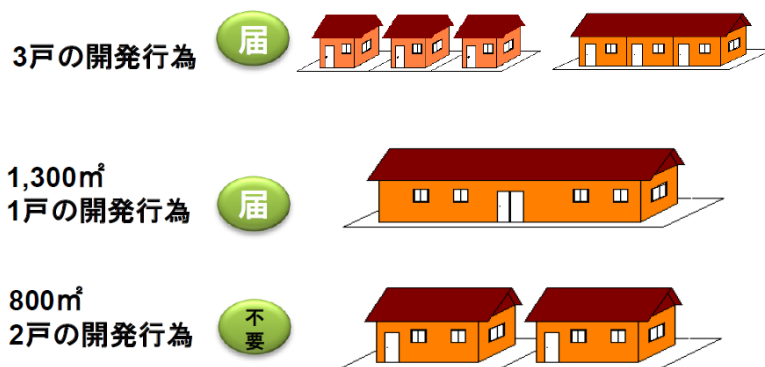


図 居住誘導区域外の届出制度のイメージ（開発行為）

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法関連資料

② 開発行為以外

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合



図 居住誘導区域外の届出制度のイメージ（建築等の行為）

資料：国土交通省 改正都市再生特別措置法関連資料

2) 届出の対象となる区域

立地適正化計画区域（＝都市計画区域）のうち、居住誘導区域外の区域が届出の対象です。

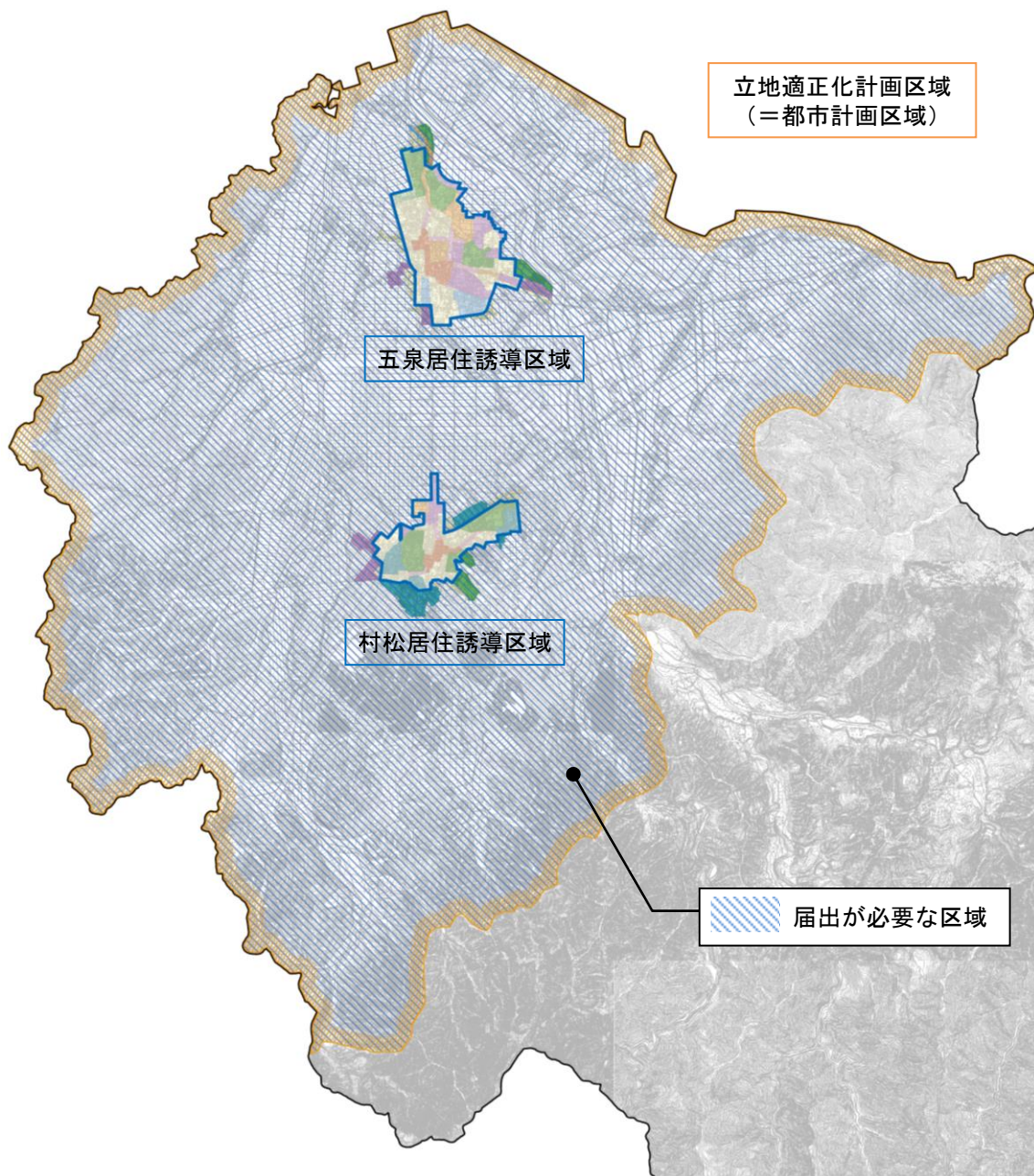


図 住宅等に係る届出が必要な区域